

令和4年
6月15日発行
第48号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田金井町29
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式が、3月10日太田市役所で行われました。
農業者の模範となる業績が認められ、次のとおり表彰されました。



優良農業者表彰者

川田 明さん (東今泉町)
滝川 和夫さん (東今泉町)
佐口 孝明さん (上強戸町)
齊藤 章弘さん (新田市町)
清水 勝彦さん (大原町)

農業後継者報奨者

小林 孝之さん (新田小金井町)
遠坂 泰規さん (藪塚町)



若いうちから! 女性にも! 節税対策にも!

農業者年金に加入しましょう!

- 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

- 次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上農業に従事

60歳未満

※60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金の任意加入被保険者も加入可能です。

- 農地の権利名義を持たない家族農業従事者の方も加入できます。
- 積立・確定拠出型年金です。(自分で年金資産を積立・基金で運用)
- 保険料は月額2万円～6万7000円の範囲でいつでも見直しができます。(1000円単位)
※35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円からでも加入できます。(上限6万7000円)
- 終身年金で80歳までの死亡保障(死亡一時金)があります。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

現況届は忘れずに提出を!

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。
農業者年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。



現況届が 届く時期は…

現況届の用紙は、
5月末日ごろに直接
受給者ご本人宛て
に送付しました。

現況届の 提出時期は…

現況届は、**6月
30日**までに**農業
委員会**に必ず提出
してください。

現況届の 提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、**年金の支払いが差し止められます**のでご注意ください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください

- 1 現在、農地(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
- 2 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員・または株主となっていない。
- 3 経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。
もしくは使用収益権の移転または、設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)
※農地の使用貸借・賃貸借・所有権移転をされた場合、**経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがあります**ので、事前に農業委員会にお問い合わせください。



太田市農地賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。この情報には使用貸借(賃借料なし)で締結されたものは含みません。

田の部					畑の部				
(単位:円)					(単位:円)				
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	5,800	10,000	2,200	487	太田地区	8,500	10,900	2,500	41
尾島地区	5,700	10,000	2,100	121	尾島地区	6,800	12,000	2,500	318
新田地区	4,700	8,900	1,700	184	新田地区	8,100	17,500	3,200	592
藪塚地区	10,800	17,300	4,200	4	藪塚地区	23,700	40,000	7,300	173
(参考)市全体平均	5,600	—	—	796	(参考)市全体平均	10,100	—	—	1,124

※(参考)市全体平均は、データ数による加重平均の値です。また各金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

令和4年度 太田市農作業参考料金表

作 業 名		単位	税込単価(円)
トラクター	水田耕起	1回目	10a 6,700
		2回目	10a 4,840
	畑耕起	10a	5,830
	深耕ロータリー	10a	17,600
	プラウ	10a	6,160
水稲作業	代かき	10a	7,560
	畦畔ぬり(片側機械ぬり)	1m	52
	耕起から代かき		10a 14,070
	育苗(うるち)	出芽	1箱 430
		硬化	1箱 800
	田植え	普通植	10a 8,580
		施肥付	10a 9,680
	コンバイン	10a	19,580
	乾燥	60kg	1,320
	粃すり	60kg	940
麦作業	稲刈りから乾燥調製	10a	35,220
	薬剤散布	10a	2,280
	施肥・播種	10a	3,960
	ロータリーシーダー播種	10a	6,820
	麦ふみ(鎮圧)	10a	2,310
その他の作業	コンバイン	10a	17,160
	乾燥	60kg	1,320
	薬剤散布	10a	2,420
	米・麦運搬	10a	2,200
臨時雇賃金	一般作業	8時間	8,380
	軽作業	1時間	870

※この料金表は、参考額を示しています。ほ場の条件、作業の難易度、荒廃の程度等により受委託者で協議の上、決定してください。

※軽作業料金は群馬県最低賃金を参考に定めています。改正があった場合は下回らないようにしてください。

令和3年度 農地パトロール(利用状況調査)結果

市内全域の農地を対象に調査を実施しました。耕作放棄地の面積は下表のとおりです。

田	畑	合 計
23.2ha	22.1ha	45.3ha

安心できる農地の貸し借り始めませんか？



農業経営基盤強化促進法による貸し借り

「農地を貸したいが、返してもらえなかったら…」「耕作できないので、農地が荒れてしまう…」「農地を借りたいが手続きが難しそう…」と思っている方は農業経営基盤強化促進法による貸し借りをぜひご利用ください。

貸し手のメリット

- 貸した農地は、期間が満了すると自動的に貸し手に返還されます。お互いの話し合いにより、途中で解約することもできます。
- 継続して貸したい場合は、お互いの話し合いにより契約を更新することもできます。
- 条件を満たせば支援金が交付されます。
- 農地が耕作放棄地にならずにすみます。

借り手のメリット

- 経営の規模拡大と安定化が図れます。
- 契約期間中は安心して耕作することができます。
- 継続して借りたい場合は、お互いの話し合いにより契約を更新することもできます。
- 認定農業者は、条件を満たせば奨励金が交付されます。

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。

申請書受付	➡	農用地利用集積計画案の作成	➡	農業委員会の決定	➡	市長の公告(契約の開始) 令和4年10月20日
申請書提出期限	令和4年7月29日(金) 申請書は、農業委員会事務局にあります。 契約始期が令和5年5月20日からの場合は、申請の締め切りは令和5年2月末日になります。					
提出場所	農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員、農業委員					

農用地利用集積促進奨励金等について

農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り(利用権設定)の契約をすると、条件を満たせば農用地利用集積促進奨励金等の対象となります。

- **交付対象者** 奨励金については、利用権設定を受けた太田市の認定農業者
※耕作放棄地再生事業奨励金については認定農業者以外も対象
支援金については、太田市の認定農業者に利用権設定をした者

- **対象となる土地** 新規に利用権設定をした農地
※今までに利用権設定をしたことのある農地は対象となりません。

- **対象となる契約年数** 満5年以上

※期間満了以前に合意解約した場合は、交付された全額が返還の対象となる場合があります。

【単価等】 令和4年4月1日現在

区 分	耕作面積の要件	契約の存続期間等	奨励金等交付単価 (円 / 10a)		利用権の種類
			通年借地	期間借地	
(借り手) 農用地利用集積促進奨励金	(注) 270a以上	5年以上 10年未満	4,000	2,000	賃貸借
		10年以上	6,000	4,000	
(借り手) 耕作放棄地再生事業奨励金	な し	5年以上	30,000	—	賃貸借または使用貸借
(貸し手) 農用地利用集積促進支援金	借り手 270a以上	5年以上	5,000	—	賃貸借または使用貸借

(注)農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りは、条件等が異なる場合があります。

- 耕作放棄地再生事業奨励金の申請をする場合は、利用権設定前と設定後の状況が確認できる資料を添付していただきます。
- 市が実施する他の利用集積事業及び耕作放棄地対策事業、並びに農業機械購入助成事業との重複受給はできません。
詳しくは、**農業政策課(☎0276-20-9714)**までお問い合わせください。